

神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例に基づく

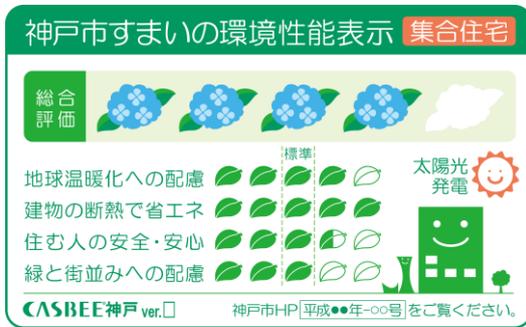
「すまいの環境性能表示基準」の改正（お知らせ）

2024年4月1日より「すまいの環境性能表示」に簡易な表示様式を追加します。

1. 改正の概要

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下、「法」とする。）に基づく建築物のエネルギー消費性能の表示とすまいの環境性能表示を並べて表示する場合、すまいの環境性能表示に簡易な表示様式（様式3）を用いることができます。

様式1（通常の表示様式）



様式3（簡易な表示様式）



※様式3の右端にはすまいの環境性能表示結果シートを容易に閲覧できるウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む）の表示が必要。

(広告に様式3を用いる場合のイメージ)

- ①法に基づくエネルギー性能の表示と様式3を並べて表示
- ②建築主がすまいの環境性能表示結果シートを閲覧できるウェブサイトを用意
- ③すまいの環境性能表示結果シートを閲覧できるウェブサイト（QR等）を様式3に表示



法に基づく表示

①法に基づく表示と様式3を並べて表示

③ウェブサイトのアドレス(QR等)を様式3に表示

市民等がリンク先を閲覧

②建築主が結果シートを閲覧できるウェブサイトを用意



すまいの環境性能表示 結果シート(例)

2. 改正の趣旨

神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例に基づき、延べ面積が2000㎡以上の集合住宅等を販売又は賃貸するため一定の広告をする場合、建築主は当該建築物の環境性能（内部の環境品質や外部への環境負荷など）の表示をする必要があります。

一方、法改正により令和6（2024）年4月1日から建築物の販売又は賃貸を行う事業者には、建築物のエネルギー消費性能の表示を国が定める表示方法により広告等へ表示する努力義務が課せられます。

これにより、一つの広告にすまいの環境性能表示と国の省エネ表示を表示する場合が生じることから、表示内容が分かりやすいように、同条例第14条に基づくすまいの環境性能表示基準（平成24年6月告示第270号）を見直します。

担当：神戸市建築住宅局 建築指導部

建築安全課 建築環境担当

E-mail：kentikukankyou@office.city.kobe.lg.jp